秋田県告示第59号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年2月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

令和4年1月20日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

北環興業株式会社

秋田市土崎港西二丁目10番20号

代表取締役 本 多 秀 文

秋田県知事許可(般-2)第6400号

(3) 処分の内容

土木工事業、建築工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

令和4年1月19日付けで土木工事業、建築工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。 このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

令和4年1月26日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

吉丈士木

男鹿市福川字竪石26番地1

吉田丈美

秋田県知事許可(般-3)第3751号

(3) 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

令和4年1月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

3(1) 処分をした年月日

令和4年1月26日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 渡邉建設

秋田市上新城五十丁字小林215番地6

渡 邉 清 和

秋田県知事許可(般-2)第81456号

(3) 処分の内容

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

令和4年1月25日付けで大工工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。 このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

4(1) 処分をした年月日

令和4年1月26日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 伊藤建設

秋田市四ツ小屋字中野8番地1

伊藤 忍

秋田県知事許可(般-30)第81249号

(3) 処分の内容

建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事

業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

令和4年1月25日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防 水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。